

令和3年

第1回市議会定例会 議案第60号

市立函館保健所使用料及び手数料条例の一部改正について

市立函館保健所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月25日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

市立函館保健所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

市立函館保健所使用料及び手数料条例（昭和23年函館市条例第75号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「第1条の5第1項」を「第2条の3第1項」に、「第1条の6第1項」を「第2条の4第1項」に、「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「第52条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づく喫茶店営業」を「第55条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づく調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業」に、「喫茶店営業の審査」を「調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業の審査」に、「喫茶店営業許可申請手数料」を「調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業許可申請手数料」に、「喫茶店営業の更新」を「調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業の更新」に、「喫茶店営業許可更新申請手数料」を「調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業許可更新申請手数料」に、

「

食品衛生法第52条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定	菓子製造業の審査	菓子製造業許可申請手数料	1 件	14,000円
	菓子製造業	菓子製造業	1 件	11,200円

に基づく菓子製造業の許可の申請に対する審査	の更新の審査	許可更新申請手数料		
食品衛生法第52条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づくあん類製造業の許可の申請に対する審査	あん類製造業の審査	あん類製造業許可申請手数料	1 件	14,000円
	あん類製造業の更新の審査	あん類製造業許可更新申請手数料	1 件	11,200円
食品衛生法第52条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づくアイスクリーム類製造業の許可の申請に対する審査	アイスクリーム類製造業の審査	アイスクリーム類製造業許可申請手数料	1 件	14,000円
	アイスクリーム類製造業の更新の審査	アイスクリーム類製造業許可更新申請手数料	1 件	11,200円

を

食品衛生法第55条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食肉販売業の許可の申請に対する審査	食肉販売業の審査	食肉販売業許可申請手数料	1 件	9,600円
	食肉販売業の更新の審査	食肉販売業許可更新申請手数料	1 件	7,680円
食品衛生法第55条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づく魚介類販売業の許可の申請に対する審査	魚介類販売業の審査	魚介類販売業許可申請手数料	1 件	9,600円
	魚介類販売業の更新の審査	魚介類販売業許可更新申請手数料	1 件	7,680円

可の申請に対する審査				
食品衛生法第55条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づく魚介類競り売り営業の許可の申請に対する審査	魚介類競り売り営業の審査	魚介類競り売り営業許可申請手数料	1 件	21,000円
	魚介類競り売り営業の更新の審査	魚介類競り売り営業許可更新申請手数料	1 件	16,800円
食品衛生法第55条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づく集乳業の許可の申請に対する審査	集乳業の審査	集乳業許可申請手数料	1 件	9,600円
	集乳業の更新の審査	集乳業許可更新申請手数料	1 件	7,680円

に、

「第52条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づく乳処理業」を「第55条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づく乳処理業」に、

食品衛生法第52条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づく特別牛乳搾取処理業の許可の申請に対する審査	特別牛乳搾取処理業の審査	特別牛乳搾取処理業許可申請手数料	1 件	21,000円
	特別牛乳搾取処理業の更新の審査	特別牛乳搾取処理業許可更新申請手数料	1 件	16,800円
食品衛生法第52条第1項	乳製品製造業の審査	乳製品製造業許可申請	1 件	21,000円

および食品衛生法施行令第35条の規定に基づく乳製品製造業の許可の申請に対する審査		手数料		
	乳製品製造業の更新の審査	乳製品製造業許可更新申請手数料	1 件	16,800円
食品衛生法第52条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づく集乳業の許可の申請に対する審査	集乳業の審査	集乳業許可申請手数料	1 件	9,600円
	集乳業の更新の審査	集乳業許可更新申請手数料	1 件	7,680円
食品衛生法第52条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づく乳類販売業の許可の申請に対する審査	乳類販売業の審査	乳類販売業許可申請手数料	1 件	9,600円
	乳類販売業の更新の審査	乳類販売業許可更新申請手数料	1 件	7,680円

を

食品衛生法第55条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づく特別牛乳搾取処理業の許可の申請に対する審査	特別牛乳搾取処理業の審査	特別牛乳搾取処理業許可申請手数料	1 件	21,000円
	特別牛乳搾取処理業の更新の審査	特別牛乳搾取処理業許可更新申請手数料	1 件	16,800円

に,

「第52条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食肉処理業」を「第55条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に

基づく食肉処理業」に、

「

食品衛生法第52条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食肉販売業の許可の申請に対する審査	食肉販売業の審査	食肉販売業許可申請手数料	1 件	9,600円
	食肉販売業の更新の審査	食肉販売業許可更新申請手数料	1 件	7,680円
食品衛生法第52条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食肉製品製造業の許可の申請に対する審査	食肉製品製造業の審査	食肉製品製造業許可申請手数料	1 件	21,000円
	食肉製品製造業の更新の審査	食肉製品製造業許可更新申請手数料	1 件	16,800円
食品衛生法第52条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づく魚介類販売業の許可の申請に対する審査	魚介類販売業の審査	魚介類販売業許可申請手数料	1 件	9,600円
	魚介類販売業の更新の審査	魚介類販売業許可更新申請手数料	1 件	7,680円
食品衛生法第52条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づく魚介類競り売り営業の許可の申請に対する審査	魚介類競り売り営業の審査	魚介類競り売り営業許可申請手数料	1 件	21,000円
	魚介類競り売り営業の更新の審査	魚介類競り売り営業許可更新申請手数料	1 件	16,800円
食品衛生法第	魚肉練り製	魚肉練り製	1 件	16,000円

を

52条第1項 および食品衛生法施行令第35条の規定に基づく魚肉練り製品製造業の許可の申請に対する審査	品製造業の審査	品製造業許可申請手数料		
	魚肉練り製品製造業の更新の審査	魚肉練り製品製造業許可更新申請手数料	1 件	12,800円
食品衛生法第52条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食品の冷凍または冷蔵業の許可の申請に対する審査	食品の冷凍または冷蔵業の審査	食品の冷凍または冷蔵業許可申請手数料	1 件	21,000円
	食品の冷凍または冷蔵業の更新の審査	食品の冷凍または冷蔵業許可更新申請手数料	1 件	16,800円
食品衛生法第52条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食品の放射線照射業の許可の申請に対する審査	食品の放射線照射業の審査	食品の放射線照射業許可申請手数料	1 件	21,000円
	食品の放射線照射業の更新の審査	食品の放射線照射業許可更新申請手数料	1 件	16,800円

食品衛生法第55条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食品の放射線照射業の許可の申請に対する審査	食品の放射線照射業の審査	食品の放射線照射業許可申請手数料	1 件	21,000円
	食品の放射線照射業の更新の審査	食品の放射線照射業許可更新申請手数料	1 件	16,800円

食品衛生法第55条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づく菓子製造業の許可の申請に対する審査	菓子製造業の審査	菓子製造業許可申請手数料	1 件	14,000円
	菓子製造業の更新の審査	菓子製造業許可更新申請手数料	1 件	11,200円
食品衛生法第55条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づくアイスクリーム類製造業の許可の申請に対する審査	アイスクリーム類製造業の審査	アイスクリーム類製造業許可申請手数料	1 件	14,000円
	アイスクリーム類製造業の更新の審査	アイスクリーム類製造業許可更新申請手数料	1 件	11,200円
食品衛生法第55条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づく乳製品製造業の許可の申請に対する審査	乳製品製造業の審査	乳製品製造業許可申請手数料	1 件	21,000円
	乳製品製造業の更新の審査	乳製品製造業許可更新申請手数料	1 件	16,800円

に、

「第52条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づく清涼飲料水製造業」を「第55条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づく清涼飲料水製造業」に、

食品衛生法第52条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づく乳酸菌飲料製造業	乳酸菌飲料製造業の審査	乳酸菌飲料製造業許可申請手数料	1 件	14,000円
	乳酸菌飲料製造業の更新の審査	乳酸菌飲料製造業許可更新申請手	1 件	11,200円

を

の許可の申請 に対する審査		数料		
------------------	--	----	--	--

食品衛生法第 55条第1項 および食品衛 生法施行令第 35条の規定 に基づく食肉 製品製造業の 許可の申請に 対する審査	食肉製品製 造業の審査	食肉製品製 造業許可申 請手数料	1 件	21,000円
	食肉製品製 造業の更新 の審査	食肉製品製 造業許可更 新申請手数 料	1 件	16,800円
食品衛生法第 55条第1項 および食品衛 生法施行令第 35条の規定 に基づく水産 製品製造業の 許可の申請に 対する審査	水産製品製 造業の審査	水産製品製 造業許可申 請手数料	1 件	16,000円
	水産製品製 造業の更新 の審査	水産製品製 造業許可更 新申請手数 料	1 件	12,800円

に、

「第52条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づく氷雪製造業」を「第55条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づく氷雪製造業」に、

食品衛生法第 52条第1項 および食品衛 生法施行令第 35条の規定 に基づく氷雪 販売業の許可 の申請に対す る審査	氷雪販売業 の審査	氷雪販売業 許可申請手 数料	1 件	14,000円
	氷雪販売業 の更新の審 査	氷雪販売業 許可更新申 請手数料	1 件	11,200円

を

食品衛生法第 55条第1項	液卵製造業 の審査	液卵製造業 許可申請手	1 件	21,000円
------------------	--------------	----------------	-----	---------

および食品衛生法施行令第35条の規定に基づく液卵製造業の許可の申請に対する審査		数料		
	液卵製造業の更新の審査	液卵製造業許可更新申請手数料	1 件	16,800円

に、

「第52条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食用油脂製造業」を「第55条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食用油脂製造業」に、

食品衛生法第52条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づくマーガリンまたはショートニング製造業の許可の申請に対する審査	マーガリンまたはショートニング製造業の審査	マーガリンまたはショートニング製造業許可申請手数料	1 件	21,000円
	マーガリンまたはショートニング製造業の更新の審査	マーガリンまたはショートニング製造業許可更新申請手数料	1 件	16,800円
食品衛生法第52条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づくみそ製造業の許可の申請に対する審査	みそ製造業の審査	みそ製造業許可申請手数料	1 件	16,000円
	みそ製造業の更新の審査	みそ製造業許可更新申請手数料	1 件	12,800円
食品衛生法第52条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づく醤油製造業の許可の申請に対する審査	醤油製造業の審査	醤油製造業許可申請手数料	1 件	16,000円
	醤油製造業の更新の審査	醤油製造業許可更新申請手数料	1 件	12,800円

を

る審査				
食品衛生法第52条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づくソース類製造業の許可の申請に対する審査	ソース類製造業の審査	ソース類製造業許可申請手数料	1 件	16,000円
	ソース類製造業の更新の審査	ソース類製造業許可更新申請手数料	1 件	12,800円

食品衛生法第55条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づくみそまたはしょうゆ製造業の許可の申請に対する審査	みそまたはしょうゆ製造業の審査	みそまたはしょうゆ製造業許可申請手数料	1 件	16,000円
	みそまたはしょうゆ製造業の更新の審査	みそまたはしょうゆ製造業許可更新申請手数料	1 件	12,800円

に、

「第52条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づく酒類製造業」を「第55条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づく酒類製造業」に、「第52条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づく豆腐製造業」を「第55条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づく豆腐製造業」に、「第52条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づく納豆製造業」を「第55条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づく納豆製造業」に、「第52条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づくめん類製造業」を「第55条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づく麺類製造業」に、「めん類製造業の審査」を「麺類製造業の審査」に、「めん類製造業許可申請手数料」を「麺類製造業許可申請手数料」に、「めん類製造業の更新」を「麺類製造業の更新」に、「めん類製造業許可更新申請手数料」を「麺類製造業許可更新申請手数料」に、

「第52条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づくそうざい製造業」を「第55条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づくそうざい製造業」に、

「

食品衛生法第52条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づく缶詰または瓶詰食品製造業の許可の申請に対する審査	缶詰または瓶詰食品製造業の審査	缶詰または瓶詰食品製造業許可申請手数料	1 件	21,000円
	缶詰または瓶詰食品製造業の更新の審査	缶詰または瓶詰食品製造業許可更新申請手数料	1 件	16,800円
食品衛生法第52条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づく添加物製造業の許可の申請に対する審査	添加物製造業の審査	添加物製造業許可申請手数料	1 件	21,000円
	添加物製造業の更新の審査	添加物製造業許可更新申請手数料	1 件	16,800円
食品の製造販売行商等衛生条例（昭和29年北海道条例第46号）第4条第1項の規定に基づく行商の登録の申請に対する審査	行商の審査	行商登録申請手数料	1 件	2,000円
	行商の更新の審査	行商登録更新申請手数料	1 件	1,600円
食品の製造販売行商等衛生条例第4条第1項の規定に基づく販売業の登録の申請に対する審査	販売業の審査	販売業登録申請手数料	1 件	4,000円
	販売業の更新の審査	販売業登録更新申請手数料	1 件	3,200円

を

食品の製造販売行商等衛生条例第5条第1項の規定に基づく製造業の許可の申請に対する審査	製造業の審査	製造業許可申請手数料	食品の製造販売行商等衛生条例第2条第5号の品目の区分ごとに1件	6,500円
	製造業の更新の審査	製造業許可更新申請手数料	食品の製造販売行商等衛生条例第2条第5号の品目の区分ごとに1件	5,200円
かきの処理等に関する衛生条例（昭和37年北海道条例第45号）第5条第1項の規定に基づくかき処理業の許可の申請に対する審査	かき処理業の審査	かき処理業許可申請手数料	1 件	5,500円
	かき処理業の更新の審査	かき処理業許可更新申請手数料	1 件	4,400円

食品衛生法第55条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づく複合型そうざい製	複合型そうざい製造業の審査	複合型そうざい製造業許可申請手数料	1 件	27,000円
	複合型そうざい製造業	複合型そうざい製造業	1 件	21,600円

造業の許可の申請に対する審査	の更新の審査	許可更新申請手数料		
食品衛生法第55条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づく冷凍食品製造業の許可の申請に対する審査	冷凍食品製造業の審査	冷凍食品製造業許可申請手数料	1 件	21,000円
	冷凍食品製造業の更新の審査	冷凍食品製造業許可更新申請手数料	1 件	16,800円
食品衛生法第55条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づく複合型冷凍食品製造業の許可の申請に対する審査	複合型冷凍食品製造業の審査	複合型冷凍食品製造業許可申請手数料	1 件	27,000円
	複合型冷凍食品製造業の更新の審査	複合型冷凍食品製造業許可更新申請手数料	1 件	21,600円
食品衛生法第55条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づく漬物製造業の許可の申請に対する審査	漬物製造業の審査	漬物製造業許可申請手数料	1 件	14,000円
	漬物製造業の更新の審査	漬物製造業許可更新申請手数料	1 件	11,200円
食品衛生法第55条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づく密封包装食品製造業の許可の申請に対する審査	密封包装食品製造業の審査	密封包装食品製造業許可申請手数料	1 件	21,000円
	密封包装食品製造業の更新の審査	密封包装食品製造業許可更新申請手数料	1 件	16,800円

に

食品衛生法第55条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食品の小分け業の許可の申請に対する審査	食品の小分け業の審査	食品の小分け業許可申請手数料	1 件	14,000円
食品衛生法第55条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食品の小分け業の許可の申請に対する審査	食品の小分け業の更新の審査	食品の小分け業許可更新申請手数料	1 件	11,200円
食品衛生法第55条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づく添加物製造業の許可の申請に対する審査	添加物製造業の審査	添加物製造業許可申請手数料	1 件	21,000円
食品衛生法第55条第1項および食品衛生法施行令第35条の規定に基づく添加物製造業の許可の申請に対する審査	添加物製造業の更新の審査	添加物製造業許可更新申請手数料	1 件	16,800円

改める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和3年6月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定（「第1条の5第1項」を「第2条の3第1項」に、「第1条の6第1項」を「第2条の4第1項」に改める部分に限る。）は、同年8月1日から施行する。

(経過措置)

- この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。以下同じ。）による改正後の別表第1（調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業、水産製品製造業、液卵製造業、みそまたはしょうゆ製造業、複合型そうざい製造業、冷凍食品製造業、複合型冷凍食品製造業、漬物製造業、密封包装食品製造業および食品の小分け業の許可の申請に対する審査に係る部分を除く。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にあ

った申請に係る手数料について適用し，施行日前にあった申請に係る手数料については，なお従前の例による。

- 3 この条例による改正後の別表第1（調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し，調理された食品を販売する営業，水産製品製造業，液卵製造業，みそまたはしょうゆ製造業，複合型そうざい製造業，冷凍食品製造業，複合型冷凍食品製造業，漬物製造業，密封包装食品製造業および食品の小分け業の許可の申請に対する審査に係る部分に限る。）の規定は，施行日以後にあった申請に係る手数料について適用する。
- 4 施行日前に食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号。以下「改正法」という。）第2条の規定による改正前の食品衛生法（昭和22年法律第233号）（以下「旧法」という。）第52条第1項の許可を受けて，食品衛生法施行令及び厚生労働省組織令の一部を改正する政令（令和元年政令第122号。以下「改正政令」という。）第1条の規定による改正前の食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）（以下「旧施行令」という。）第35条第1号，第3号，第5号から第9号まで，第11号から第15号まで，第18号，第19号，第21号，第23号，第28号から第32号までまたは第34号の営業を行っている者が，当該許可に係る旧法第52条第3項の有効期間の満了後引き続き改正政令第1条の規定による改正後の食品衛生法施行令（以下「新施行令」という。）第35条各号の営業（同条各号のうち旧施行令第35条第1号，第3号，第5号から第9号まで，第11号から第15号まで，第18号，第19号，第21号，第23号，第28号から第32号までまたは第34号のそれぞれに相当する号に掲げる営業に限る。以下同じ。）を行おうとする場合の改正法第2条の規定による改正後の食品衛生法第55条第1項の許可の申請に係る手数料の額は，この条例による改正後の別表第1の規定および附則第2項の規定にかかわらず，同表に規定する新施行令第35条各号の営業の更新の審査を行う場合の手数料の額と同額とする。

(提案理由)

食品衛生法施行令の一部改正等に伴い液卵製造業の許可に関する事務について手数料を徴収する等の見直しを行い、および医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令等の一部改正に伴い規定を整備するため